

金銭、債券の預託、記帳及び振替に関する契約のご説明

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しする書面です。)

この書面をよくお読みください。

○当金庫では、お客様から債券の売買等に必要な金銭及び債券をお預かりし、法令に従って当金庫の財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない債券について、法令に従って当金庫の財産と分別し、記帳及び振替を行います。

手数料など諸費用について

・ 債券のお預かりについては、手数料を頂戴しません。

この契約は、クーリング・オフの対象にはなりません

・ この契約に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はありません。

金銭・債券の預託、記帳及び振替に関する契約の概要

当金庫では、お客様から債券の売買等に必要な金銭及び債券をお預かりし、法令に従って当金庫の固有財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない債券について、法令に従って当金庫の固有財産と分別して記帳及び振替を行います。

当金庫が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当金庫が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 33 条の 2 の規定に基づく登録金融機関業務であり、当金庫では、債券取引口座を設定していただいた上で、債券の売買等の注文を受付けております。

この契約の終了事由

当金庫の「振替決済口座管理規定」「一般債振替決済口座管理規定」に掲げる事由に該当した場合（主なものは次のとおりです）は、この契約は解約されます。

- お客様から解約のお申し出があった場合
- お客様について相続の開始があったとき
- 当金庫所定の期間において口座残高がない場合
- やむを得ない事由により、当金庫が解約を申し出たとき

当金庫の概要

商号等 東京東信用金庫 登録金融機関 関東財務局長（登金）第 179 号

本店所在地 〒131-0032 東京都墨田区東向島 2-36-10

加入協会 日本証券業協会

苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引のある支店若しくは本部コンプライアンス部（9 時～17 時、電話：0120-110-706）までお申し出ください。

また、上記加入協会から苦情の解決業務等の委託を受けた公的な第三者機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」（電話：0120-64-5005）にお申し出いただくことも可能です。

紛争解決措置

①上記加入協会から紛争の解決のあっせん等の委託を受けた FINMAC、②東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等をご利用いただくことにより、紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記コンプライアンス部若しくは全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）までお申し出ください。また、お客様から、FINMAC や上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。

なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス部若しくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。

出 資 金

239億円（2023年6月30日現在）

主 な 事 業

信用金庫業

設 立 年 月

1945年12月

連 絡 先

本部：コンプライアンス部（0120-110-706）又はお取引のある支店にご連絡ください。